

仕 様 書

1 件名

令和2年度戸籍住民基本台帳手数料等徴収用レジスター保守委託

2 目的

本市が各区役所市民総合窓口課、各市民センター、各連絡所、区政事務センターに設置運用している戸籍住民基本台帳手数料等徴収用レジスターが、常に良好な機能を保持し正常に使用できるよう維持することを目的として、当該機器に対する保守サービスの実施を委託するものである。

3 作業理念

本委託業務を遂行するにあたっては、事業の意図及び目的を十分理解したうえで、法令を遵守し、正確にこれを行わなければならない。

4 業務指示及び疑義

- (1) 作業内容等について疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議の上対応すること。
- (2) 業務遂行にあたり必要となる資料については、本市が妥当と判断する場合にのみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却することとし、取扱いについて十分注意すること。
- (3) 業務の進捗状況について、本市に適宜、報告を行うこと。

5 業務の完了

業務の完了は、契約期間満了までを遵守するとともに、受注者は契約期間満了月の翌月10日までに委託業務完了報告書を本市に提出すること。

6 委託料の支払

本市は、前条の規定により受注者より委託業務完了報告書の提出を受け、本仕様書に基づき実施された業務内容を検査するとともに、検査結果を適当と認めた際は、受注者に年額委託料による請求書の提出を求めるものとする。

7 請求先

本契約に係る一切の支払いは市民局市民自治推進部区政推進課が行うため、請求書の送付先も同課とする。ただし、発注者の都合により契約期間中に支払担当課及び請求書の送付先を変更する必要がある場合は、発注者が別途指示するものとする。

8 保守対象機器の設置場所及び機種

別表 「対象機器一覧表」 のとおり

9 保守期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(別紙 「対象機器一覧表」 のとおり)

1 0 保守サービスの内容（委託業務の範囲）

受注者は、発注者の保有する別表「対象機器一覧表」に掲げる機器（以下「機器」という。）に対し、以下に示す定期保守サービス及び緊急保守サービスにより、受注者が定めた基準に基づく機器の清掃・注油・点検・調整および修理を行うものとし、各保守サービスの内容は次のとおりとする。

（1）定期サービス

保守サービス期間内に1回技術員を派遣して行う保守サービスをいう。

実施日時については、発注者・受注者協議のうえ定める。

（2）緊急サービス

保守サービス期間内に機器が故障した場合、発注者の要請により技術者を派遣して行う修理、調整等の保守サービスをいう。

なお、所定の定期保守サービス月で、未だ定期保守サービスを実施していない月に緊急サービスを行った場合、受注者は発注者の承諾を得て定期保守サービスを合わせて行うことができる。

1 1 保守サービスの実施場所等

受注者は、原則として発注者の保有する機器の設置場所において、発注者の業務時間内に保守サービスを実施する。

1 2 適用外保守サービス

次の各号に該当する場合は、本仕様書による保守サービスの適用範囲外として、発注者が実施を希望するときは実施日時、料金その他必要事項について、受注者が定めた基準に基づき、発注者・受注者協議して定める。

- （1）火災、地震、水害、塩害、落雷、爆発、異常電圧、車両の飛び込み、航空機の落下もしくは発注者または第三者の取扱い上の過失または故意による故障の修理等。
- （2）受注者の、または受注者が指定する技術員以外の者が修理、調整又は加工したこと起因する故障の修理等。
- （3）発注者の要請による機器移設、撤去又はプログラムを含む仕様変更。
- （4）オーバーホール。
- （5）設置機器のメーカーがあらかじめ指定する設置条件、電源条件又は空調条件に反した条件にて発注者が機器を稼働させたことに起因する故障の修理等。
- （6）発注者の要請により、受注者の営業時間外に行う機器の点検、注油、調整及び修理等。
- （7）ロールペーパーの供給。
- （8）1 0（1）及び（2）に規定する保守サービス以外の点検に関わる修理費及び部品代。

1 3 仕様書の疑義

- （1）本仕様書に指定され、又は指示された事項等に疑義が生じた場合は、直ちに発注者へ申し出て、協議のうえ決定するものとする。
- （2）本仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は、速やかに発注者へ連絡のうえ、指示を受けて受注者の責任において施行するものとする。

1 4 機密保護

受注者は、本業務で知り得た情報及び資料は、本事業関係者以外に漏洩しないよう受注者の責任で厳重に管理すること。

1 5 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項については、契約書記載事項に基づき、発注者と協議のうえ対応すること。
- (2) 万が一不測の事態が生じた場合は、発注者と協議のうえ対応すること。